

2021 年 1 月 4 日

会社法第 801 条第 1 項に基づく開示書面

東京都港区芝公園二丁目 11 番 1 号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役 後藤 夏樹

当会社は、株式会社エス・エム・エスカリア、株式会社ツヴァイク及び株式会社ワークアンビシャス（以下株式会社エス・エム・エスカリア及び株式会社ツヴァイクとあわせて「消滅会社 3 社」と総称します。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、消滅会社 3 社と吸収合併（以下「本合併」といいます。）し、当会社は、消滅会社 3 社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社 3 社は解散しました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示事項は次のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2021 年 1 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

消滅会社 3 社の発行済株式全部を当会社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

消滅会社 3 社の発行済株式全部を当会社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

消滅会社 3 社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

消滅会社 3 社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 23 日付けで、官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 23 日付けで、官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当会社は、消滅会社 3 社の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙 1～別紙 3 のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2021 年 1 月 4 日

7. その他の本合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)

消滅会社 3 社は当会社の完全子会社であるため、当会社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行っておりません。また、本合併の結果、当会社の資本金及び準備金の額は増加しません。

以上

2020 年 10 月 23 日

会社法第 782 条第 1 項に規定する開示書面

東京都港区芝公園二丁目 11 番 1 号
株式会社エス・エム・エスキャリア
代表取締役 長井 利仁

当社は、2021 年 1 月 1 日を効力発生日とし、株式会社エス・エム・エス（以下「SMS」といいます。）を吸収合併存続会社、当会社、株式会社ツヴァイク（以下「ツヴァイク」といいます。）及び株式会社ワークアンビシャス（以下「ワークアンビシャス」といい、当会社及びツヴァイクとあわせて「消滅会社 3 社」と総称します。）を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併①」といいます。）を行い、SMS が消滅会社 3 社の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することになりました。本合併①に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

SMS が消滅会社 3 社の発行済株式の全てを保有していることから、本合併①に際しては、SMS の株式その他の金銭等の割当交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SMS は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当会社は、2020 年 10 月 1 日付で、株式会社ウィルワン（以下「ウィルワン」という。）との間で、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、当会社を吸収合併存続会社、ウィルワンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結しております。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

SMS 及び消滅会社 3 社の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	
SMS	43,158	18,287	2020 年 3 月 31 日現在

当会社	7,688	3,304	2020年3月31日現在
ツヴァイク	110	34	2020年3月31日現在
ワークアンビシャス	78	43	2020年3月31日現在

なお、本合併②について、ウィルワンの2020年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ405百万円及び181百万円であり、ウィルワンにおいては、本合併②の効力発生日までに、資産及び負債の状態に重大な変動は生じない見込みであることから、当会社は、本合併②の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、SMS及び消滅会社3社において、本合併①の効力発生日までに、本合併②を除き、各社の資産及び負債の状態に重大な変動は生じない見込みであります。

よって、本合併①の効力発生日におけるSMSの資産の額はその負債の額を上回ることが見込まれます。

また、SMSの収益状況について、本合併①の効力発生日以後におけるSMSの債務の履行に支障を来たすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておりません。

以上より、効力発生日以後におけるSMSの債務につき履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

2020年10月23日

会社法第782条第1項に規定する開示書面

横浜市西区北幸一丁目2番13号
株式会社ツヴァイク
代表取締役 塩崎 雄一郎

当社は、2021年1月1日を効力発生日とし、株式会社エス・エム・エス（以下「SMS」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社エス・エム・エスカリア（以下「SMSC」といいます。）、当公司及び株式会社ワークアンビシャス（以下「ワークアンビシャス」といい、SMSC及び当会社とあわせて「消滅会社3社」と総称します。）を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併①」といいます。）を行い、SMSが消滅会社3社の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することになりました。本合併①に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

SMSが消滅会社3社の発行済株式の全てを保有していることから、本合併①に際しては、SMSの株式その他の金銭等の割当交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SMS は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

SMS 及び消滅会社 3 社の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	
SMS	43,158	18,287	2020 年 3 月 31 日現在
SMSC	7,688	3,304	2020 年 3 月 31 日現在
当会社	110	34	2020 年 3 月 31 日現在

ワークアンビシャス	78	43	2020 年 3 月 31 日現在
-----------	----	----	-------------------

なお、SMSC は、2020 年 10 月 1 日付で、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、SMSC を吸収合併存続会社、株式会社ウィルワン（以下「ウィルワン」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結しておりますが、ウィルワンの 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 405 百万円及び 181 百万円であり、ウィルワンにおいては、本合併②の効力発生日までに、資産及び負債の状態に重大な変動は生じない見込みであることから、SMSC は、本合併②の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、SMS 及び消滅会社 3 社において、本合併①の効力発生日までに、本合併②を除き、各社の資産及び負債の状態に重大な変動は生じない見込みであります。

よって、本合併①の効力発生日における SMS の資産の額はその負債の額を上回ることが見込まれます。

また、SMS の収益状況について、本合併①の効力発生日以後における SMS の債務の履行に支障を来たすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておられません。

以上より、効力発生日以後における SMS の債務につき履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

2020年10月23日

会社法第782条第1項に規定する開示書面

大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
株式会社ワークアンビシャス
代表取締役 塩崎 雄一郎

当社は、2021年1月1日を効力発生日とし、株式会社エス・エム・エス（以下「SMS」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社エス・エム・エスカリア（以下「SMSC」といいます。）、株式会社ツヴァイク（以下「ツヴァイク」といいます。）及び当会社（以下「SMSC及びツヴァイク」とあわせて「消滅会社3社」と総称します。）を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併①」といいます。）を行い、SMSが消滅会社3社の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することにいたしました。本合併①に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

SMSが消滅会社3社の発行済株式の全てを保有していることから、本合併①に際しては、SMSの株式その他の金銭等の割当交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SMS は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

SMS 及び消滅会社 3 社の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	
SMS	43,158	18,287	2020 年 3 月 31 日現在
SMSC	7,688	3,304	2020 年 3 月 31 日現在
ツヴァイク	110	34	2020 年 3 月 31 日現在

当会社	78	43	2020 年 3 月 31 日現在
-----	----	----	-------------------

なお、SMSC は、2020 年 10 月 1 日付で、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、SMSC を吸収合併存続会社、株式会社ウィルワン（以下「ウィルワン」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といいます。）を行う旨の吸収合併契約を締結しておりますが、ウィルワンの 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 405 百万円及び 181 百万円であり、ウィルワンにおいては、本合併②の効力発生日までに、資産及び負債の状態に重大な変動は生じない見込みであることから、SMSC は、本合併②の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、SMS 及び消滅会社 3 社において、本合併①の効力発生日までに、本合併②を除き、各社の資産及び負債の状態に重大な変動は生じない見込みであります。

よって、本合併①の効力発生日における SMS の資産の額はその負債の額を上回ることが見込まれます。

また、SMS の収益状況について、本合併①の効力発生日以後における SMS の債務の履行に支障を来たすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておられません。

以上より、効力発生日以後における SMS の債務につき履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上